

文 政 第 3 0 2 号
平成 1 4 年 5 月 1 7 日

那覇市都市計画決定権者
那覇市長 翁 長 雄 志 殿

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一

那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価書に対する知事意見について

平成 1 4 年 4 月 5 日付けで提出されたみだしの環境影響評価書について、沖縄県環境影響評価条例第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を別添のとおり述べる。

なお、当該事業の実施にあたっては、その着工の 4 5 日前までに、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく通知を行い、また、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設を設置する場合には、着工前に関係法令に基づく届出を行うこと。

文 政 第 3 0 2 号
平成 1 4 年 5 月 1 7 日

南風原町都市計画決定権者
南風原町長 城 間 俊 安 殿

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一

那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価書に対する知事意見について

平成 1 4 年 4 月 5 日付けで提出されたみだしの環境影響評価書について、沖縄県環境影響評価条例第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を別添のとおり述べる。

なお、当該事業の実施にあたっては、その着工の 4 5 日前までに、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく通知を行い、また、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設を設置する場合には、着工前に関係法令に基づく届出を行うこと。

那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価書に対する知事意見

平成14年4月7日付けで送付されたみだしの評価書については、当該事業に係る準備書に対する知事意見を勘案して修正し、又は予測及び評価をやり直して作成されているが、その内容に不十分な箇所があることから、沖縄県環境影響評価条例(以下「条例」という。)第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり、評価書について環境の保全の見地から意見を述べるので、これらの事項を勘案して評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要と認めるときは、評価書について所用の補正を行うこと。

記

【総括的事項】

1. 那覇市及び南風原町のごみ排出量の実績及び予測から、ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は平成24年度以降も増加していくことが考えられることから、平成24年度以降にごみの減量化を図るために見直すとしている「一般廃棄物処理基本計画」については、関係機関と調整を図り現時点から見直すことを検討すること。

【大気環境関係】

2. ダイオキシン類の事後調査については、ばい煙測定孔だけでなく、最大着地濃度地点においても実施すること。

また、隣接している開邦高校における悪臭の事後調査を実施すること。

3. 道路交通騒音について、現地調査の測定結果及び自動車騒音の要請限度が騒音レベルの中央値(L_{50})であることと、騒音に係る環境基準値が等価騒音レベル(L_{Aeq})であること及び予測において等価騒音レベルを用いていることを整理し、必要に応じて予測・評価をやり直すこと。

【水環境関係】

4. 赤土等の濁水については、発生源対策、流出抑制対策、濁水最終処理対策及びこれら対策施設の管理に努めるとともに、濁水の排出濃度についても、実行可能な範囲で低減化を図ること。

また、ろ過沈殿方式の沈殿池容量についての計算過程についても示すこと。なお、その際は、評価書で示している平均水深1.8m、ろ過堤の高さ1mという沈殿池の構造で適切にろ過できるのかについても再度検討すること。

5. 搬入車両からの汚水に対する環境保全措置について、準備書に対する知事意見に基づき、住民意見に対する都市計画決定権者の見解において示されている環境保全措置を評価書に記

載すること。

【自然環境関係】

- 6．弁ヶ岳の植物の補足調査結果については、準備書における調査結果と合わせて整理するとともに、植物の現況について見直すこと。また、それに伴って、予測及び評価をやり直すこと。
- 7．地表に到達した大気汚染物質の降雨による流出によって、河川の汚染及び水生生物への影響のおそれがあることから、予測の際の大気汚染物質の最大着地濃度地点周辺において、供用後の「土壌」の事後調査を検討すること。
- 8．工事期間が約4年に及ぶことから、対象事業実施区域においては、現況の植生が工事期間の最長約4年間消失し、生態系が崩壊する状況になり、また、在来種による植栽計画は、自然度の低い現況の植生とは異なる新たな植生の創出であり、現況と近似した状態が復元されるとは考えられないことから、「生態系」を環境影響評価項目として選定すること。

【人と自然との豊かな触れ合い関係】

- 9．景観の予測・評価において、13箇所の視点場を選定したにもかかわらず3箇所の視点場のみについて予測・評価を行った理由を明らかにすること。
また、景観に対する環境保全措置については、実施設計時にあらためて行う景観の調査、予測及び評価の結果に応じて、再度検討すること。その際には、施設の高さ等の検討や周囲景観に対する環境保全措置の検討も行うこと。
- 10．歴史的・文化的環境への影響については、首里城からの弁ヶ岳の眺望の予測・評価についても追加すること。また、「東御廻り」の主要箇所からの景観については、施設が存在することによる影響について予測・評価すること。また、その際は、当該施設の建屋の高さだけでなく煙突の高さをも考慮すること。

【環境への負荷関係】

- 11．「廃棄物」を工事中の環境影響評価項目として選定することについての準備書に対する知事意見に対し、都市計画決定権者の見解を示すこと。また、予測評価を行う環境要素の設定理由の「廃棄物」の項においては、同知事意見で述べている「廃棄物等の発生予測量や具体的なリサイクル方法及びリサイクル量」を示すこと。